

研修テーマ：学校組織マネジメント

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

公立学校の教育公務員の勤務時間及びその他の勤務条件は、一部の規定を除き、労働基準法が適用される（地方公務員法第 58 条）ことから、同法の制約の範囲内で、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように、当該地方公共団体の条例で定められる。（地方公務員法第 24 条）

【地方公務員法】

第二十四条（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(1) 勤務時間

勤務時間とは、「職員が上司の指揮監督を受けて、原則としてその職務のみに従事しなければならない時間」をいう。勤務時間は、正規の勤務時間と超過勤務命令などにより勤務時間とされたものとに分けることができる。

労働基準法では、休憩時間を除き 1 週間に 40 時間、1 日 8 時間の労働時間が上限とされている。この規定は、労働者の最低限の基準を示したものであり、地方公務員の具体的な勤務時間は、給与負担者である各都道府県及び政令市の条例等によって定められる。（徳島県の場合は【職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例】で規定）

徳島県の場合は、4 週間を超えない期間につき、土曜・日曜の週休日以外に、1 週間当たり 38 時間 45 分となるよう勤務時間を割り振ることとされている。この時間は、国家公務員に準じている。

【労働基準法】

第三十二条（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十四条（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

【職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例】（徳島県）

第一条（この条例の趣旨）

この条例は、地方公務員法第二十四条第五項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条（一週間の勤務時間）

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

(2) 時間外勤務と教職調整額

一般行政職員（事務職員や学校栄養職員など）は、勤務時間を超えて勤務した場合、「超過勤務」として割増の時間外勤務手当が支払われる。

一方、公立学校の教員は、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないものとしており、実態に応じた時間外勤務手当や休日勤務手当は支給されない。代わって、給料月額に4%相当の額を基準として、教職調整額を支給される。（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条）

教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされている。（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第5条、第6条）

時間外勤務を命ずることのできる場合の基準として、政令で定められている事項は、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、次の四項目である。

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

これを、いわゆる「超勤四項目」といい、学校現場との調整が図られている。

【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法】

第三条（教育職員の教職調整額の支給等）

教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額に百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

第六条（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

【公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令】

内閣は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 教育職員（法第六条第一項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。）については、正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。）を命じないものとする。

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

附 則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(3) 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）

→「指針」へ格上げ（令和 2 年 4 月 1 日施行）

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、「超勤四項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

学習指導要領の円滑な実施を図るためには、教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を十分確保することが必要である。また、教師自身の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる。

このようなことから、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、「超勤四項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが策定された。

本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」は、労働基準法に規定された「使用者の指揮命令下に置かれている時間」とは異なり、指揮命令下にある時間以外にも、自主的・自発的な勤務も含め、実質的に把握することができる在校時間である。校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について把握し、これらを合わせて「在校等時間」としている。

ガイドラインには、公立学校の教師の勤務時間の上限について、次のとおり明記されている。

- ① 1 か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45 時間を超えないようにすること。
- ② 1 年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360 時間を超えないようにすること。
- ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1 か月の超過勤務 100 時間未満、1 年間の超過勤務 720 時間以内
(連続する複数月の平均超過勤務 80 時間以内、かつ、超過勤務 45 時間超の月は年間 6 か月まで)

なお、学校における時間外勤務の上限規制の対応には、適切な勤怠管理の導入が前提であることも示されている。

このガイドラインは、改正給特法により、令和 2 年 4 月 1 日に法的根拠のある指針に格上げされた。

(4) 変形労働時間制

労働基準法第 32 条の 2 は、「就業規則その他」で、1 か月以内の一定期間を平均し 1 週間の労働時間が 40 時間を超えないように定めた場合には、その定めにより特定の日に 8 時間又は特定の週に 40 時間を超えてもよい旨を規定している。このような労働形態を、変形労働時間制という。

地方公務員の勤務時間条例・規則も「就業規則その他」に含まれると解釈されるので、教育職員についても、規定に合致した勤務時間規則が定められれば、1 日の勤務時間を 8 時間以上にすることも可能となる。ただ、労働基準法第 32 条の 2 の規定の運用に当たっては、勤務時間条例・規則によってあらかじめ 8 時間を超えることが定められている日又は 40 時間を超えることが具体的に定められている週においてのみ、このような勤務が認められるが、校長が校務の都合において任意に勤務を変更することは許されない。

徳島県では、令和 2 年 12 月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」が公布され、一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例が定められた。本制度は、長期休業期間において、一定期間のまとまった休日を確保し、教員のリフレッシュ時間を確保することで、児童生徒に対して効果的な教育を行うことに資するとともに、教職の魅力向上につなげることを目的として導入するものである。

【労働基準法】

第三十二条の二

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は就業規則その他これに準ずるものにより、一箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が前条第一項の労働時間を超えない定めをしたときは、同条の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において同項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

② 使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。

【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例】
第九条（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のあるものについては、学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）において当該義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第二条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が同条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる義務教育諸学校等の教育職員の範囲

二 対象期間

三 対象期間の起算日

四 対象期間を設定することができる期間の範囲

五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（以下「給特法施行規則」という。）第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針（給特法第七条第一項に規定する指針をいう。以下同じ。）に定める措置を講ずるものとする。

第十条（勤務することを要しない時間の指定）

教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた義務教育諸学校等の教育職員又は当該義務教育諸学校等の教育

職員の所属する学校について、給特法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合において、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において四週間を超えない期間につき一週間当たり勤務時間条例第二条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該義務教育諸学校等の教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日及び代休日（勤務時間条例第九条第一項に規定する代休日をいう。）を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該義務教育諸学校等の教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間当たり勤務時間条例第二条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された義務教育諸学校等の教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを当該義務教育諸学校等の教育職員に命ずるときは、第七条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 学校が担ってきた業務の法的根拠

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な 14 の業務の在り方に関する考え方について整理している。ここでは、それらの業務の法的根拠を示す。

※ 基本的には学校以外が担うべき業務

① 登下校に関する対応

学校は、学校保健安全法第 27 条に規定されているように、安全指導等の観点から通学路の設定・安全点検等を行わなければならない。また、児童生徒の安全確保のために保護者や関係機関等と連携を図るよう努めるものとされているが、登下校時の見守り活動の日常的・直接的な実施は必ずしも教師が担わなければならないものではない。

通学路を含めた地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものなので、登下校の通学路における見守り活動の日常的・直接的な実施については、基本的には地方公共団体や保護者、地域住民など「学校以外が担うべき業務」である。

【学校保健安全法】

第二十七条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第三十条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものである。また、児童生徒の補導時の対応等については、児童生徒の家庭の事情等により、やむを得ず教師が対応しているケースもあるが、第一義的には保護者が担うべきである。

【教育基本法】

第十条（家庭教育）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

③ 学校徴収金の徴収・管理

学校徴収金については、個別の法的根拠はない。しかし、学校現場の負担軽減等の観点から、教師の業務ではなく、学校の設置者である地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましいとされている。

④ 地域ボランティアとの連絡調整

学校と地域との連携・協働については、教育基本法にも規定されており、学校を運営する上で重要なことである。社会教育法第9条の7第2項では、「地域学校協働活動推進員」が、「地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う」とされている。この点も踏まえ、地域ボランティアとの連絡調整については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うべきである。

【教育基本法】

第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

【社会教育法】

第五条（市町村の教育委員会の事務）

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

（第一項～第十二項 略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

(第十六項～第十九項 略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条の七(地域学校協働活動推進員)

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

※ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑤ 調査・統計等への回答等

文部科学省は地方公共団体に対し、調査・統計等を実施しており、学校の設置者も、学校現場や児童生徒の実情を適切に把握する観点から、調査・統計等を実施している。さらに、様々な主体の求めに応じ、学校の状況を逐次把握するために調査等が行われる場合もある。

政府の統計改革推進会議でも、統計を積極的に利用した証拠に基づく政策立案の推進の必要性和同時に、報告者負担の軽減が掲げられており、こうした方向性に即して、教育委員会においても、調査・統計等の不断の見直しが求められている。

教師の負担軽減を図るためには、教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答することなどが考えられる。

なお、統計法の規定に基づく基幹統計(学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査)について、学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第四十八条(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第五十一条(文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係)

文部科学大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

い。

第五十三条（調査）

文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

【統計法】

第十三条（報告義務）

行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

⑥ 児童生徒の休み時間における対応

児童生徒の休み時間は、学校における教育活動の間に設けられているため、学校として児童生徒の安全を確保する必要がある。また、休み時間の様子の観察により、児童生徒の抱える課題への早期対応が可能となることから、学校が担うことが現実的である。

ただし、休み時間への対応は、教員免許を必要とする業務ではないので、児童生徒や学校の状況等に応じ、責任体制を明確化するとともに、注意・配慮が必要な情報等について十分に共有を図った上で、例えば、地域ボランティア等の協力も得ながら、全ての教師が毎日、児童生徒の休み時間の対応をするのではなく、輪番等によって負担を軽減する等の取組を促進すべきである。

なお、生徒指導提要では、1章1節に「自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要です。」と記載されている。

⑦ 校内清掃

特別活動としての清掃指導については、小学校学習指導要領において、「清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。」と記載されている。中学校学習指導要領においては、清掃に係る記載はない。中学校学習指導要領解説において、「日常に行われている清掃や日直などの当番の活動」が、教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きいものの例示として挙げられている。

校内清掃は校内で行われるものではあるが、児童生徒が行う清掃の見守りは、教員免許を必ずしも必要とする業務ではないので、地域ボランティアの参画や民間委託等も検討することが考えられる。

一方、学校における衛生管理の維持については、学校保健安全法第6条、学校環境衛生基準で規定されているように学校の業務であるが、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の環境衛生活動については、地域ボランティアの参画や民間委託等を検討することが考えられる。

【学校保健安全法】

第六条（学校環境衛生基準）

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第七条及び

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

⑧ 部活動

部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなるが、平成 29 年度から部活動指導員が制度化されたため、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である。

ただし、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校で部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じている。

これらのことから、部活動については、児童生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするためにも活動時間を抑制するとともに、顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である。

なお、部活動指導員の職務としては、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等がある。

【学校教育法施行規則】

第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

※ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑨ 給食時の対応

給食時の対応については、食に関する指導や給食指導と、食物アレルギーへの対応等の安全管理が必要となる。

特に、給食指導については、学習指導要領の特別活動として位置付けられ、その解説においても、学級担任の教師による指導が原則であると記載されている。この点については、栄養教諭等の配置状況も踏まえながら、学級担任と栄養教諭等との連携により、食物アレルギーを有する児童生徒への毎日の給食時の各学級での対応など、衛生や安全・食事に関するより効果的な指導を行うとともに、緊急時対応について教職員間で具体的・確実な体制を確保しておくことで、学級担任一人一人の負担を軽減していくべきである。

また、ランチルームなどで複数学年等が一斉に給食をとったり、指導の補助として地域ボランティア等の協力を得たりするなど、教師一人一人の負担軽減のための工夫が求められる。

【食育基本法】

第五条（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

⑩ 授業準備

教師の本務は、「授業」であり、質の高い授業を行うためには、教材研究や教材作成等の授業準備は必要不可欠である。

新学習指導要領において重視されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にとって、授業準備が重要であるのは明らかであるが、例えば、独立行政法人教職員支援機構が現在実施しているような優れた授業の実践事例や、授業改善のための個別課題に応じた研修プログラムをオンラインで提供する取組を活用することで、その負担を軽減していくことが考えられる。

また、授業準備の中核である教材研究や指導案の作成等は教師が担うべき業務であるが、例えば、教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や、理科の授業における実験や観察等の準備・片付け等の支援は、教師との連携の上で、スクール・サポート・スタッフや理科の観察実験補助員が担うようにしていくことで、負担軽減を図ることが考えられる。

【学校教育法】

第三十七条

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

（第二項～第十項 略）

十一 教諭は、児童の教育をつかさどる。

（第十二項～第十九項 略）

⑪ 学習評価や成績処理

学校教育法施行規則により作成が義務付けられている指導要録については、観点別に学習評価を実施することが現行制度上求められており、これに伴う定期テストの問題作成・採点、通知表・調査書・指導要録の作成等の学習評価及び成績処理については、教師が行うべき業務である。

一方、これに関する業務のうち、宿題等の提出状況の確認、簡単なドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、単なるボランティアではないスクール・サポート・スタッフ等を積極的に参画させるべきである。

【学校教育法施行規則】

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条

校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

⑫ 学校行事等の準備・運営

学校行事については、学習指導要領において規定していることから、学校行事の企画・運営、児童生徒への指導等は教師が担うべき業務である。しかし、必要な物品の準備、職場体験活動受入れ企業への日程調整、修学旅行の運営等は、教師との連携の上で、事務職員や民間委託等外部人材等が担うことが考えられる。

また、地域行事への参画等については、教育基本法、社会教育法等において、学校・家庭・地域の連携の重要性について規定しているが、教職員の職務として地域への参画や協力について規定しているものはなく、時間外勤務としていわゆる超勤四項目に該当しない地域の行事への参加等を命じることはできないとされている。

⑬ 進路指導

中学校及び高等学校の学習指導要領において、「学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行う」と記載されている。そして、中学校及び高等学校には、進路指導主事を置くものとされている。

しかし、特に高等学校については、就職先が多岐にわたり、企業等の就職先の情報を踏まえた指導について、教師が必ずしもその専門性を有しているとは言えない。このため、事務職員や民間企業経験者、キャリアカウンセラーなどの外部人材等が担当する方が効果的と考えられる場合には、進路指導に関わる事務のうち、企業等の就職先の情報収集等について、事務職員あるいは民間企業経験者などの外部人材等が担うことが考えられる。

【学校教育法施行規則】

第七十一条

中学校には、進路指導主事を置くものとする。

第百四条

第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

国民には、教育を受ける権利が憲法上保障されており、学校は、支援が必要な児童生徒が学校で学ぶために必要な取組を行うべきである。また、学校は、学校教育と家庭教育の連携という点から、児童生徒の家庭に対しても必要な情報提供等の様々な対応を行うべきである。このような業務は、学校において、最も児童生徒に接している時間が長く、状況を詳細に把握している教師が基本的に担うべきと考えられる業務である。

しかしながら、児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていると考えられる。また、通級による指導を受けている児童生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒も増えている。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導に係る支援員等の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うことが考えられる。

【いじめ防止対策推進法】

第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第二十三条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。